

重要事項説明書（特別高圧・高圧用）

1 小売電気事業者

リエスパワーネクスト株式会社（小売電気事業者登録番号:A0368）

2 媒介・取次・代理業者

媒介・代理業者 リエス株式会社

上記業者が小売電気事業者の電力供給契約締結に関する活動・手続を媒介・代理します。

3 連絡先等

リエスパワーネクスト株式会社

TEL：03-5960-8130

FAX：03-5960-1741

電子メールアドレス：support-next@lespower.co.jp

ウェブサイト：http://www.lespower.co.jp/next/

問合せおよび苦情対応時間帯：平日9:00～18:30

4 媒介・取次・代理業者の連絡先等

リエス株式会社

TEL：03-5960-1740

FAX：03-5960-1741

電子メールアドレス：support@les.co.jp

ウェブサイト：http://www.les.co.jp/

問合せおよび苦情対応時間帯：平日9:00～18:30

5 お申込み方法およびご契約の成立について

「重要事項説明書（特別高圧・高圧用）」、「供給条件書」および当社ホームページ掲載の「プライバシーポリシー」をご一読頂き、「電力需給契約申込書」のご提出をお願いいたします。

ご契約は、お客様から受領した「電力需給契約申込書」の内容を確認し、小売電気事業者がご契約を締結させていただくことを決定したときに成立いたします。

なお、上記のご提出いただく書面の他、電気使用量実績データ確認等のため「使用量照会パスワード発行委任状」をご提出いただく場合があります。

6 供給開始日

「供給条件書」に準じます。

供給開始日を変更する場合、新たな供給開始日はお客様と当社との協議によって決定するものとします。

7 電気料金の算定方法

「供給条件書」に準じます。

8 工事費等の負担について

料金の算定に必要な計量器（スマートメーター等）の取り付けについて、原則としてお客様の費用負担はございません。

なお、計量器工事（契約後の契約電力の変更等）における工事費について、当社がお客様の需要場所を所轄する一般送配電事業者（以下「送配電事業者」といいます。）の託送供給約款に基づき、工事費の精算を求められる場合、お客様にかかる費用を負担して頂きます。（非常変災等による理由の場合は除きます。）

お申込み後、お客様の事情により供給開始に至らなかった場合、当社が送配電事業者の託送供給約款に基づき、工事費の精算を求められるとき、お客様にかかる費用を負担して頂きます。（非常変災等による理由の場合は除きます。）

電気工作物等に故障その他の不具合が生じていることが認められた場合、速やかに当社又は送配電事業者に報告いただけますようお願いいたします。

9 振込手数料

電気料金等の振込に係る費用はお客様にご負担いただけます。

10 その他お客様にご負担いただく費用

原則ございません。

11 契約電力およびその決定方法

「供給条件書」に準じます。

12 供給電圧および周波数

送配電事業者の定める以下のいずれかの供給電気方式、供給電圧および周波数とします。

[供給電気方式] 交流3相3線式

[供給電圧] 140,000V・60,000V・20,000V・6,000V

[周波数] 50Hz・60Hz

13 供給電力および供給電力量の計測方法ならびに料金調定の方法

[検針日]

検針日は原則送配電事業者の定めによるものとします。

[算定期間]

料金の算定期間は「1月」とし、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とします。

ただし、契約の開始・変更・終了の場合は、原則として基本料金は日割計算とします。

[算定方法]

「供給条件書」に準じます。

[計量方法]

使用電力量は、1月毎に送配電事業者の計量器によって計量した値とします。

[日割計算]

基本料金の日割計算は、当該月の基本料金額に電気を供給した日数を乗じ、当該月の日数で除した金額とします。

14 支払方法

電気料金支払義務は、原則電気料金の算定期間の翌月1日に発生するものとし、支払方法および支払日、支払期日は以下のとおりとします。なお、支払日、支払期日が金融機関の非取引営業日の場合、口座振替は翌営業日を支払日とし、銀行振り込みは前営業日を支払期日とします。

① 口座振替

支払日は原則として支払義務発生月の20日とします。

② 銀行振り込み

支払期日は原則として支払義務発生日から起算して20日目までとします。

15 託送供給約款に定められたお客様の責任に関する事項の遵守

お客様が当社との契約にあたり、送配電事業者の託送供給約款における以下の事項を遵守して頂くことを事前に承諾していただきます。

- ① 電力供給を行うにあたり、送配電事業者などの関連業者がお客様の敷地内に立ち入る等、必要な工事を行う際に、敷地内への立入許可、承諾許可等にご協力をしていただきます。(契約電力の増加、減少に伴う工事、計量器交換工事等)
- ② 送配電事業者の計画停電等の給電指令が行われる際には、これに従って頂きます。
- ③ お客様の責めとなる理由により生じた保安上の危険がある場合は、電気の供給を停止する場合があります。
- ④ その他、送配電事業者の託送供給約款に定める保安等に対してお客様にご協力および、調査に対してご協力頂きます。

16 契約期間について

「供給条件書」に記載の供給開始日以降1年目の日までとします。

17 契約の更新

契約期間満了3ヶ月前までに、契約の変更・終了をお客様および当社からの意思表示がない場合、1年ごとの自動更新となります。

18 契約の変更または解約の際の連絡先

契約電力等を変更される場合または解約を希望される場合、お客様は、原則として変更希望日または解約希望日の3ヶ月前までに、以下の小売電気事業者または媒介業者等に対して電子メールまたは書面等により申し出ていただきます。なお、協議制のお客様が契約電力、契約電流、契約容量等の変更を希望される場合は、お客様に必要書類の提出を求める場合がございます。

小売電気事業者 リエスパワーネクスト株式会社

住所：東京都豊島区東池袋四丁目21番1号

TEL：03-5960-8130

FAX：03-5960-1741

電子メールアドレス：support-next@lespower.co.jp

ウェブサイト：http://www.lespower.co.jp/next/

契約変更または解約に関する対応時間帯：平日9:00～18:30

媒介業者等 リエス株式会社

住所：東京都豊島区東池袋四丁目21番1号

TEL：03-5960-1740

FAX：03-5960-1741

電子メールアドレス：support@les.co.jp

ウェブサイト：http://www.les.co.jp/

契約変更または解約に関する対応時間帯：平日9:00～18:30

19 違約金

お客様が、供給開始日から1年経過前に契約の終了(解約)を望む場合は、未払いの電気料金に加え、以下の算定式により算定される金額(違約金)を負担していただきます。

(供給開始日から解約日までの電気料金合計) × 20パーセント

お客様が供給開始日から1年経過後に契約の終了を望む場合は、契約の解約を希望される3ヶ月前までに電子メールまたは書面等により申し出るものとします。

解約を希望される日の3ヶ月前までに解約の申し出がなされなかった場合、以下の算定式により算定される金額を負担していただきます。

(直近1年間の電気料金合計) ÷ 365 ×

(解約希望日から3ヶ月前までの暦日数 - 解約申出日から解約希望日までの日数)

20 当社の申し出による契約の変更または解約

当社は、送配電事業者の託送供給約款の改定または発電費用、電力調達費用やお客様の大幅な使用状況の変動等により、料金改定が必要となる場合、電気料金等を改定することがあります。その場合、新たな電気料金、およびその適用開始日を電子メール、郵送、その他の方法により、お客様に通知いたします。

新たな電気料金をご承諾頂けない場合、変更通知受領後30日以内に当社に対してご解約をお申し出いただくことで、上記18の定めにかかわらず、契約を解除することができます。解約のお申し出が変更通知受領後30日以内に頂けない場合は、お客様に変更を承諾いただけたものとみなします。

お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は契約を解除することができます。なお、この場合には、電気供給停止の5日前までにお客様に予告することとします。

- ① 電気料金を支払期日より20日経過してもなお支払わない場合
- ② お客様が支払を要することとなった延滞利息など、電気料金以外の金銭債務を支払わない場合
- ③ その他、お客様が約款等の規定に違反した場合

21 部分供給における注意事項

部分供給の運用に関する条件等は、お客様、みなし小売電気事業者、送配電事業者および当社で締結する「部分供給の運用に関する協定書」またはみなし小売電気事業者発行の「電気需給契約付帯事項」に準じます。

なお、全量供給として算出される託送供給に係る料金と、部分供給として算出される託送供給に係る料金に差異が発生する場合は、その差異は「流通費用調整額」として、みなし小売電気事業者がお客様に請求する電気料金に加算または減算されます。

部分供給の御見積りは30分想定値より算出しておりますので、電気料金の将来性を保証するものではありません。